

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	12	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、株式等の保有制限の導入に伴い、銀行等による株式等の処分が市場で短期かつ大量に行われることによって信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的として「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」（以下「保有制限法」という。）に基づき、銀行等を会員として設立された認可法人であり、セーフティネットとしての機能を有している。 ・ 特例措置の内容 機構については、令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を 10 億円とする資本割の特例措置が講ぜられているところ、当該措置について、機構の存続期限までの延長を要望するもの。		
関係条文	地方税法第 72 条の 12 第 2 号、地方税法附則第 9 条第 3 項		
減収 見込額	[初年度] — (▲144) [平年度] — (▲144) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 (2) 施策の必要性 機構は、銀行等による株式等の処分が市場で短期かつ大量に行われることによって信用秩序の維持に重大な支障が生じることのないよう、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的として、保有制限法に基づき設立された認可法人であり、セーフティネットとしての機能を有している。 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能発揮がなされるよう、事業税に係る資本割の特例措置は必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	機構の存続期限まで。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有効性	政策目標の達成状況	要望内容の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難であるが、機構は、その設立から令和6年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
		要望の措置の適用見込み	本特例措置は、機構のみが適用を受け、適用総額は274.8億円となる見込み。
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構のセーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資することが見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	○国税 - 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しについて、内国法人は、各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金のみ繰越しの対象となるところ、機構は、令和14年3月31日以前に開始する各事業年度において、年数の制限なく繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第66条の11の4第1項）。 - 欠損金の繰越控除額について、中小法人等以外の法人は、繰越控除をする事業年度における繰越控除前所得の100分の50相当額が限度であるところ、機構は、繰越控除前所得を限度額として繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第66条の11の4第2項）。 - 欠損金の繰戻し還付について、中小法人等以外の法人には適用されないが、機構には、繰戻し還付の適用があるとされている（租税特別措置法第66条の12第1項）。 ○地方税 - 法人住民税（法人税割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付額を控除することとされている（保有制限法第58条第1項）。 - 事業税（所得割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付に対応する欠損金を損金に繰り入れることとされている（保有制限法第58条第2項、保有制限法施行令第25条第2項）。

	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的としており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機能が発揮されるには、引き続き、税負担軽減措置によることが妥当である。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	各年度とも、適用対象は機構のみであり、令和7年度まで適用を受けている。 ＜過去5年間の減収額＞ （年度）（減収額） 令和3年度 144 百万円 令和4年度 144 百万円 令和5年度 144 百万円 令和6年度 144 百万円 令和7年度 144 百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①適用総額の種類 課税標準（資本金等の額） ②適用実績 27,480,679 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与するものであり、機構が担う銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うセーフティネットとしての機能を十分に発揮させ、ひいては金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与するものとなっている。
	前回要望時の達成目標	機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。
これまでの要望経緯		平成16年度税制改正において創設（新設）され、平成21年度税制改正において5年間の延長、さらに平成26年度、平成29年度、令和2年度及び令和5年度税制改正においてそれぞれ3年間の延長が認められている。